

雨水流出抑制事業補助要綱

制定	21 都市基調第 563 号
	平成 21 年 4 月 1 日
改定	22 都市基調第 291 号
	平成 22 年 4 月 1 日
改定	23 都市基調第 222 号
	平成 23 年 4 月 1 日
改定	24 都市基調第 13 号
	平成 24 年 4 月 2 日
改定	26 都市基調第 14 号
	平成 26 年 4 月 1 日
改定	26 都市基調第 1279 号
	平成 27 年 4 月 1 日
改定	29 都市基調第 935 号
	平成 30 年 3 月 23 日

第1 目的

この要綱は、総合的な治水対策の一環として、雨水流出抑制事業を実施する区市に対して、都がその事業に要する経費の一部を補助するために、必要な事項を定めることを目的とする。

なお、この要綱の制定に伴い、平成 19 年 4 月 1 日付け施行の雨水流出助成事業補助要綱は廃止する。

第2 定義

- 1 この要綱において、「雨水流出抑制事業」（以下「抑制事業」という。）とは、区市が自ら行う第 4 に掲げる工事及び第 4 に掲げる工事に対して区市が行う助成事業をいう。
- 2 この要綱において、「雨水流出抑制施設」とは、雨水の流出を抑制するために、雨水を地下に浸透させる施設又は雨水を一時貯留する施設で、かつ、その構造等が第 4 の 1 及び 2 に該当するものをいう。
- 3 この要綱において、「公共雨水浸透ます」とは、東京都下水道局で道路内に設置する雨水浸透ますをいう。
- 4 この要綱において、「雨水タンク」とは、屋根に降った雨水を一時貯留するタンクをいう。

第3 補助対象者

補助対象者は、抑制事業を行う区市のうち、都が水害状況を考慮の上、雨水流出抑制施設の設置を推進する必要があると認める次の流域に掛かる区市とする。

- 1 神田川流域
- 2 渋谷川・古川流域
- 3 石神井川流域
- 4 目黒川流域
- 5 呑川流域
- 6 野川流域
- 7 白子川流域
- 8 谷沢川・丸子川流域
- 9 境川流域

第4 補助対象工事

補助対象工事は、雨水流出抑制施設を設置する工事、公共雨水浸透ますへ宅地内の雨水管を接続する工事及び雨水タンクを設置する工事で、次の要件を備えるものとする。ただし、仮設建築物に係るものを除く。

- 1 個人が所有する住宅等に設置するもの（ただし、敷地面積が 500 m²以上の新築住宅を除く。）
- 2 雨水流出抑制施設については、「東京都雨水貯留・浸透施設技術指針（資料編）」（平成 21 年 2 月東京都総合治水対策協議会）42 ページに定める施設又は当該施設と同等以上の単位貯留浸透量を有するもの
- 3 雨水タンクについては、雨水流出抑制施設を優先的に設置するものとし、雨水流出抑制施設の設置が困難な場合及び雨水流出抑制施設を設置した上で雨水タンクを設置する場合について補助対象とする。

第5 補助金の額

都が区市に交付する補助金の額は、予算の範囲内で、都が別に定める標準工事費単価に必要数量を乗じて得た額（以下「標準工事費」という。）又は区市が定める助成金の額（区市が施工する場合は工事金額）のいずれか小さい額の 45%以内とし、1 件当たり 18 万円を上限とする。なお、雨水タンクについての補助金の額は、予算の範囲内で、当該雨水タンクの本体価格の 13.75%の額とし、1 個当たり 7 千 7 百円を上限とする。

第6 補助金の交付申請

区市長は、補助金の交付を受けようとするときは、雨水流出抑制事業補助金交付申請書（別記第 1 号様式）及び関係書類を添付して知事に申請するものとする。

第7 補助金の交付決定及び通知

- 1 知事は、補助金の交付の申請があったときは、雨水流出抑制事業補助金交付申請書及び関係書類の内容を審査し、適当と認めたものについて補助金の交付を決定するものとする。
- 2 知事は、補助金の交付を決定したときは、雨水流出抑制事業補助金交付決定通知書（別記第 2 号様式）により、その交付額その他必要な事項を区市長に通知するものと

する。

第8 承認事項

- 1 区市長は、補助金の交付決定を受けた後、補助に係る抑制事業の内容を変更しようとするときは、雨水流出抑制事業補助金交付決定額変更申請書（別記第3号様式）を提出し、知事の承認を受けるものとする。
- 2 区市長は、補助金の交付決定を受けた後、抑制事業の実施について次の各号に該当する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
 - (1) 抑制事業を中止し、又は廃止するとき。
 - (2) 抑制事業が予定の期間内に完了しないとき、又は事業の遂行が困難となったとき。

第9 実績報告

補助に係る抑制事業が完了したとき又は補助金の交付に係る会計年度が終了したときは、区市長は、速やかに雨水流出抑制事業実績報告書（別記第4号様式）に関係書類を添付して知事に提出するものとする。

第10 補助金の額の確定等

知事は、雨水流出抑制事業実績報告書の内容を審査するとともに必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る抑制事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、雨水流出抑制事業補助金額確定通知書（別記第5号様式）により区市長に通知するものとする。

第11 補助金の交付

知事は、補助金の額の確定後、区市長が提出する請求書（別記第6号様式）に基づき、補助金を交付する。

第12 補助金の交付決定の取消し及び補助金の返還

補助金の交付決定を受けた区市について次の事由に該当する事項が生じた場合は、知事は、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- 1 この要綱の規定に違反したとき。
- 2 補助金の交付条件に違反したとき。
- 3 補助金に係る助成金の全部又は一部を助成事業の対象者から返還させたとき。

第13 違約加算金及び延滞金

- 1 第12の規定により知事が補助金の交付決定の全部又は一部の取消しをした場合において、交付決定を受けた区市に対して補助金の返還を命じたときは、当該区市はその命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

2 知事が、交付決定を受けた区市に対し、補助金の返還を命じた場合において、当該区市がこれを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金(100 円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

第 14 違約加算金の計算

1 補助金が 2 回以上に分けて交付されている場合における第 13 の 1 の規定の適用については、返還を命じた額に相当する補助金等は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を命じた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次遡りそれぞれの受領の日において受領したものとする。

2 第 13 の 1 の規定により加算金の納付を命じた場合において、当該区市の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

第 15 延滞金の計算

第 13 の 2 の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金等の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

第 16 他の補助金の一時停止等

区市に対し補助金の返還を命じ、区市が当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、そのものに対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金と未納付額とを相殺するものとする。

第 17 その他

この要綱の定めるもののほか、この補助金の交付に必要な事項は東京都補助金等交付規則（昭和 37 年東京都規則第 141 号）に定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 2 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。